

論 説

ストーバス意思決定会計論の構造

伊 丹 清

はじめに

- I. 意思決定—有用性目的と会計方法の評価規準
- II. 潜在的キャッシュ・フローの証拠—資産と負債
- III. 資産と負債の測定方法
- IV. 利得と損失の認識—共通単位現在価値会計
- V. フロー会計—利益 (earnings) ステイトメントと
キャッシュ・フロー・ステイトメント
- VI. 意思決定会計—歴史的原価会計の排撃

おわりに

はじめに

アメリカでは近年、リース会計、年金会計、先物契約会計などの新しい会計実務が登場してきた。そして、そのような実務を支える会計理論もまた多様である。会計理論の最近の特徴としては、ポジティブ理論、会計政治化論などの新しい理論が提唱されていることがあげられる。だがしかし、それらの理論はどれも主役の座を占めるまでには至っていない。換言すれば、最近ポジティブ理論や会計政治化論などの新しい会計理論が登場してきたとはいえ、現在のところ実務を支えている会計理論は財務会計基準審議会の「財務会計概念ステイトメント」に代表される意思決定論である。現在のところ主役の座はいぜん意思決定会計論にある。その意思決定論は、「財務会計概念ステイトメント」に代表されるとはいえ、さまざまな論者によって論じられている。本稿では、意思決定論の代表的論者の一人であるストーバス (George

J. Staubus) の『意思決定会計論』(*Making Accounting Decisions*) をとりあげ、その現実的な機能を明らかにすることを試みる。

会計理論は理論そのものとして存在するのではない。理論は実務に対してある役割を果たすがゆえに、存在する。本稿ではそのような観点から、ストーバスの意思決定論が現実の実務に対してどのような役割を果たしているかを解明することに主眼を置いている。

Ⅰ. 意思決定一有用性目的と会計方法の評価規準

ストーバスは、現行の会計を改善するためには、会計の基本目的に意思決定一有用性目的を採用することが必要だと主張する。ここでは、まずストーバスの基本目的についての主張と会計方法評価のための規準の内容について見てみよう。

ストーバスはいくつかの例をあげて、現行の会計原則がいかに不十分であることを示すことから議論を開始する。ストーバスのあげる例とは、たとえばペンシルベニア鉄道会社は合併以前には非常に安定しており、大恐慌中も配当を支払っていたが、ニューヨーク・セントラルとの合併直後から利益と損失を繰り返したのちに倒産したというものである⁽¹⁾。それらの例から、ストーバスは現行の会計原則を適用した財務諸表は有用ではないというのである。そして、ストーバスはその理由を、1930年代半ばにアメリカ公認会計士協会とアメリカ会計学会が会計原則に関するステートメントを公表するまで、会計の仕事の大半は従業員によって行なわれ、それゆえ経営者が一般に認められた会計原則の発展に影響を与えてきたということに置いている。「その結果、会計原則は経営者の要求を満たすためにある程度調整されてきた⁽²⁾。」すなわち、会計原則は経営者にとって好ましいように発展してきたというのである。では、経営者はどのような会計原則を好むのであろうか。それは次のようなものとされる。経営者は純利益の多寡によって自己の業績を評価される。それゆえ、経営者は会計原則をコントロールしたいと思い、他の会計原則よりもよい業績を示す会計原則を好むという⁽³⁾。では、一般に認められた会計原則のどのような性質が経営者の財務報告へのコントロールを可能にす

るのだろうか。それは以下のような性質である⁽⁴⁾。

1. 代替案

(例) 減価償却方法、棚卸資産評価法 (Fifo, Lifo 等)

2. 判断

(例) 耐用年数、残存価額、貸倒の見積

3. 時代遅れの測定 (現在価値と著しく異なる貸借対照表価額)

(例) 利益を増やしたい場合、現在の市場価格よりも低い「原価」で繰越されている証券を売却する。

このようにストーバスによれば、現行の会計原則は経営者にとって有利なもの、すなわち経営者が財務報告をコントロールすることを可能にするものであるとされる。そして、そのようなコントロールは、とくに現行の会計原則の基礎となっている「原価」と「配分」によってもたらされるというのである。だが、ストーバスは経営者にとってよい会計原則はその他の集団にとってかならずしもよくはないという⁽⁵⁾。とくに、「投資家の観点からは、経営者が代替的会計方法間から選択できることは望ましくない⁽⁶⁾」というように、経営者の会計原則へのコントロールの可能性は投資家に不利益をもたらすというのである。このように、ストーバスによれば、現行の会計原則は経営者に偏向しており、投資家にとっては望ましくないものであるとされる。そして、現行の会計原則がこのように投資家の利益を反映していない原因は、監査人の側にもあるという。すなわち、「たとえ株主が監査人の選任によく考えずに賛成し、事実上その費用を負担するとしても(短期的には)、監査人は伝統的には経営者に直接雇用され、解雇され、報酬を支払われてきた。監査人が少しでも株主の利益を代表することは不思議に思われるだろう⁽⁷⁾」というのである。さらに、ストーバスは、会計プロフェッションは会計目的の点でも十分な貢献をしてこなかったとして批判を加える。ストーバスによれば、「監査人は明確で基本的な目的を確立することを無視してきた⁽⁸⁾」(下線—原文イタリック)、すなわち「会社会計士と監査人から主としてなる会計プロフェッションは、1970年以前には、有用な一群の会計原則の基礎として役立ちうる

明確で基本的な目的を何も確立しなかった⁽⁹⁾とされるのである。そして、ストーバスはこの点を先の偏向の根本原因と見ている。

以上のように、ストーバスは現行の会計原則は経営者に向けて偏向しており、投資家にとっては役立たないものだと主張する。そして、その根本原因は会計プロフェッションの側、とくに会計プロフェッションが会計の基本目的を確立できなかった点にあるというのである。それゆえ、会計の基本目的の設定がストーバスの論理構築の第一歩となる。

では、何を会計の基本目的にすべきなのであろうか。ストーバスにおいては、それは「意思決定—有用性」であるとされる。ストーバスは、自身の過去の研究、すなわち『収益についての会計概念』(*An Accounting Concept of Revenue*)と『投資家のための会計理論』(*A Theory of Accounting to Investors*)における考察から、意思決定—有用性が会計の基本目的として適切なことを明らかにする。ストーバスは、『収益についての会計概念』において、「公表企業財務諸表は短期および長期の投資家のための情報を強調すべきだ⁽¹⁰⁾」といい、そして「もし投資家の意思決定のための情報が、経営者（と政府機関）以外の集団に対する会計の主要目標であると同様と同意されるならば、研究の次なる段階はその目的に有用な情報のタイプ、その情報の提供の可能性、および達成できる代替案の決定に向けられるべきである⁽¹¹⁾」という。さらに、ストーバスは投資家について、「すべての投資家は、支払いが希望されそして合法的に予定される時点の企業の（貨幣）支払能力を予測したいと思う⁽¹²⁾」と述べている。『投資家のための会計理論』ではこのような考えさらに押し進め、「会計の主要目的は投資意思決定に有用な量的経済情報を提供することである⁽¹³⁾」、すなわち「会計の目的は経済的意思決定を助けるであろう情報を提供することである⁽¹⁴⁾」（下線—原文イタリック）と結論付けている。また、このような考えは他にも見られるとして、アメリカ会計学会のものをあげている。それは次のようなものである。

「会社報告書の潜在的利用者には、政府機関、短期および長期の債権者、労働者組織、株主、および潜在的投資家が含まれる。おそらくこれらグループの要求を単一の財務諸表によって等しく満たすことはできないので、ある一人の読

者の関心を主要なものとして確認すべきである。伝統的に、これは株主グループである⁽¹⁵⁾。」

このように、ストーバスは、投資家の意思決定に有用な情報の提供を会計の基本目的とすることは広く支持されているという。換言すれば、「意思決定—有用性アプローチは、会計原則についての研究において将来その影響力を確実に拡大すると十分に認められたように思われた⁽¹⁶⁾」というのである。ストーバスはこのような考察を通して、その論理の出発点に意思決定—有用性目的を据えるのである。

ストーバスは意思決定—有用性を会計の基本目的に置いたのちに、会計手法評価のための規準を設定する。その規準とは以下のものである⁽¹⁷⁾。

属性の適合性	適時性
信頼性	最適量
比較可能性	〔会計データ作成費用 会計データ利用費用〕
他の集団を通じての影響	
明瞭性 (Intelligibility)	予測力

これらの規準のいくつかについて、ストーバスによる説明を見ておこう。適合性については、「対象または事象の属性は以下の場合には意思決定に適合性をもつ。それは、その数量、程度、または存在についての知識が、意思決定者が (a) 有望な代替的行動コースを確認し、その実行可能性を判断するのに役立つ場合、または (b) 利用可能な行動コースの可能性ある結果を確認し評価するのに役立つ場合である⁽¹⁸⁾」(下線—原文イタリック) というように、ストーバスは意思決定と結び付けて述べている。また、信頼性については、「信頼性はデータ利用者がそのデータが表示しようとする個々の現象の正確な表示として、自信をもってそのデータを信頼することを可能にする財務データの質である⁽¹⁹⁾」(下線—原文イタリック) とされ、その構成要素として「検証可能性」、「不偏性」、「正確性」をあげている⁽²⁰⁾。適合性と信頼性の二つは、のちに示すようにストーバスの論理展開において重要なものになっている。

なお最後に、ストーバスは明瞭性 (intelligibility) について、それが「理解可能性と見読可能性 (readability) という概念を含む⁽²¹⁾」ものであると説明していることをあげておこう。

以上のように、ストーバスは現行の会計原則への批判を出発点に、会計の基本目的として「意思決定—有用性」を据えている。そして、つぎに会計方法を評価するための規準として九つの規準をあげている。

II. 潜在的キャッシュ・フローの証拠—資産と負債

さまざまな意思決定において、ではいったい何が有用なのであろうか。ストーバスによれば、それは潜在的キャッシュ・フローだとされる。ここでは、潜在的キャッシュ・フローに関するストーバスの主張について検討しよう。

ストーバスは会計において予測は避けられないと主張する。換言すれば、予測を積極的に認める主張を展開する。ストーバスは、現行の GAAP のもとでも予測は避けることができないという。そして、予測が果たす役割が大きくなればなるほどデータの信頼性は低下するという。また、適合性のためには信頼性が犠牲にされることもあるという⁽²²⁾。だが、はたしてそのように信頼性が犠牲にされたデータは有用なのであろうか。ストーバスは、「主として会計のアウトプットは会計士ではなく意思決定者の予測プロセスとモデルにおいて有用であるという理由で、会計は価値がある⁽²³⁾」(下線—原文イタリック)といい、信頼性の低い予測を含むデータも、「意思決定者の予測」にとって有用であれば価値があるとしている。では、ストーバスの意味する意思決定者に有用な会計のデータ (アウトプット) とは何であろうか。それは将来キャッシュ・フローである。

ストーバスは、経営者、所有者、貸し手、納入業者、顧客、従業員各々の意思決定について考察し、それらの意思決定に対する将来キャッシュ・フローの有用性を明らかにする。そして、「これらの意思決定状況での会計データの主要な役割は、会社の将来の支払能力を予測するうえで意思決定者に有用な証拠、すなわち会社の現在現金残高と将来キャッシュ・フローの証拠を提供することである⁽²⁴⁾」としている。そしてさらに、ストーバスはそれが潜在的

キャッシュ・フローによってもたらされるという。

「実体のあらゆる将来キャッシュ・フローを予測するのに役に立つあらゆる情報が適合性がある。われわれは『潜在的キャッシュ・フロー』という用語を、実体のキャッシュ・インフローとアウトフローに潜在的なインパクトをもつ、実体に関係がある広い経済的環境のあらゆる要素を意味するために用いる。潜在的キャッシュ・フローの証拠は、投資家の配当予測に対する関心に関連する会計士の領域である。・・・このことは、会計士が関心をもつ経済的資源と義務のストックは正と負の潜在的キャッシュ・フローであり、そして経済的資源と義務の変動は潜在的キャッシュ・フローの変動であることを暗示する」(下線—原文イタリック)

つまり、ストーバスにおいては、経営者、所有主などのさまざまな意思決定に対して潜在的キャッシュ・フローが有用であるとされる。また、その潜在的キャッシュ・フローは、経済的資源と義務のストックとその変動と結び付けられている。つづけて、ストーバスはストックとフローの概念について考察を加え、会計上重要なストック概念(貸借対照表概念)を「潜在的キャッシュ・フローのストック」に置いている。いわく、

「適合性あるストック概念は正と負両方の潜在的キャッシュ・フローである。潜在的キャッシュ・フローのストックは、将来キャッシュ・フロー指向の意思決定者にとって基本的な関心事である。会計にとっての中心であるストック概念は、潜在的キャッシュ・フローの測定値に違いない⁽²⁶⁾。」

このように、ストーバスは会計上のストック概念を潜在的キャッシュ・フローに置いている。そのうえで、「財政状態を実体の潜在的キャッシュ・フロー、期間にわたるその分配、その正と負の要素の関係、およびそのリスクと不確実性の属性と定義」(下線—原文イタリック)し、そして「資産と負債は会社の財政状態の一部である⁽²⁸⁾」としている。すなわち、潜在的キャッシュ・フローによって財政状態を定義し、その構成要素である資産と負債も潜在的キャッシュ・フローであるとするのである。つまり、ストーバスは経済的資源・義務と潜在的キャッシュ・フローとの関係を明確にするとともに、くわえて資産・負債と潜在的キャッシュ・フローとの関係も明らかにする。

そこで軸になっているのは潜在的キャッシュ・フローである。ストーバスはこの二段階の考察を踏まえて、資産と負債を以下のように定義している。

「あらゆる実体の資産はその実体に用益を提供でき、そして貨幣単位で現在測定可能なあらゆる経済的資源である。

・・・

あらゆる実体の負債はその実体の現在または将来の資産の譲渡に帰着し、そして貨幣単位で（総資産とは独立に）現在測定可能な現存の関係である⁽²⁹⁾。」

以上見たように、ストーバスは意思決定に有用なものは潜在的キャッシュ・フローであるとし、そのうえで会計上のストック概念を潜在的キャッシュ・フローのストックとする。そして、潜在的キャッシュ・フローによって財政状態を定義し、とくに財政状態の構成要素である資産を潜在的キャッシュ・フローの観点から経済的資源と定義するのである。このように、ストーバスの論理の中心は潜在的キャッシュ・フローと結び付けられて、資産と負債に置かれている。それゆえ、つぎに資産と負債の測定が問題となる。つぎにそれを見よう。

III. 資産と負債の測定方法

さきに見たようにストーバスの測定を中心は資産と負債に置かれている。ストーバスは、ストックとフローの関係を考察することによって、資産と負債の測定の重要性をさらに強調する。会計ではフローすなわちストックの変動が記録される。そしてすべてのストックはフローの結果である。ストックはフローとは独立に検証可能であり、それゆえストックとフローの証拠が異なればストックが重視される⁽³⁰⁾。このように、ストーバスは会計においてはストックの測定が重視されるとして、彼の測定問題の中心がストックすなわち資産と負債に置かれていることを再度強調している。ストーバスによれば、資産と負債の測定とは以下のようなものとされる。

「会計において測定方法 (*measurement method*) とは、資産または負債の金額を確かめるうえで一つまたはそれ以上の証拠を利用する手続である。測定 (*measurement*) は測定行動と、そしてある特定のケースにおいて対象(資産ま

たは負債)にある測定方法を適用することからもたらされる個々の数値の両方である。測定 (measure) は、測定手段という意味では、本質的には測定方法と同義である⁽³¹⁾。」(下線—原文イタリック)

ストーバスは、このような資産と負債の測定方法として以下の九つの方法をあげている⁽³²⁾。

額面価額	取替原価
将来キャッシュ・フロー	歴史的原価
割引将来キャッシュ・フロー	修正歴史的原価
現在市場価額	持分法
正味実現可能価値 (NRV)	

これらの測定方法は同等視されるわけではない。それゆえ、さきにあげた測定方法の評価規準を用いて、これらの測定方法に順位を付けることが次なるステップとなる。そのさい、適合性規準と信頼性規準がとりわけ重視されている。まずは適合性規準である。ストーバスは、「いったんわれわれが測定しようとする本体の (principal) 属性が潜在的キャッシュ・フローであると明確に述べると、属性の適合性規準は・・・測定方法への一般的適用を必要とする⁽³³⁾」(下線—原文イタリック) というように、まず評価規準の一つである「適合性」を先の測定方法に適用する必要性を説いている。なお、ここでストーバスは、「『属性の適合性』という用語をキャッシュ・フロー指向の意思決定に対する属性の適合性を意味するために用い⁽³⁴⁾」(下線—原文イタリック) ている。また、適合性規準を適用するに先立って、ストーバスは本体 (principal) の属性と写像 (surrogate) の属性について検討している。それは次のようなものである。潜在的キャッシュ・フローは測定する「本体」の属性であるが、資産・負債の潜在的キャッシュ・フローは多くの場合直接測定することはできない。その代わりに潜在的キャッシュ・フローの見積として測定されるものを、「写像」属性と呼ぶ。そして、さきに示した測定方法のすべてを潜在的キャッシュ・フローの写像として認めるとしている⁽³⁵⁾。この検討を踏まえて、ストーバスは、「潜在的キャッシュ・フローが他のどの属性よりも、キャッシュ・フロー指向の意思決定に対して完全に近い適合性を

もつことは明らかなように思われる⁽³⁶⁾と述べ、「潜在的キャッシュ・フローはキャッシュ・フロー指向意思決定に対して『直接的に適合性』がある⁽³⁷⁾」という。また一方、「潜在的キャッシュ・フローの写像はそのような意思決定に対して『間接的に適合性』がある⁽³⁸⁾」という。これらのことから、ストーバスは潜在的キャッシュ・フローおよびその写像は適合性規準を満たしていると主張しているものといえる。だがしかし、各測定方法が適合性規準を満たす程度には差がある、すなわち順位が付けられる。その順位は以下のようになる。

適合性規準による測定方法の順位

測定方法	測定方法
1. 現金の額面価額	6. 現在取替原価
2. 割引将来キャッシュ・フロー	7. 持分法
3. 短期の場合の将来キャッシュ・フロー	8. 修正歴史的な原価
4. 単一市場資産の現在市場価格	9. 歴史的な原価
5. 最善の使用の正味実現可能価値	

(出所) Staubus, George J., *Making Accounting Decisions* (Scholars Book, 1977), pp. 190-1. Exhibit VII-7より作成。

このように適合性規準によって各測定方法には順位が付された。では、その他の規準についてはどうなのであろうか。その他の規準のうちでは、とくに信頼性と比較可能性が重視されている。つぎにそれについて見てみよう。まずは信頼性である。ストーバスは、信頼性は適用するケースが違えば異なるとして、各測定方法の信頼性の程度の違いを一覧表にしている。それが次ページのものである。ここでは、信頼性規準に基づいて各測定方法間に順序は付けられていない。各測定方法とも信頼性が高いケースもあり、また低いケースもある。換言すれば、ストーバスは各測定方法とも信頼性規準を満たしていると主張しているものと考えられる。つぎに比較可能性に移ろう。ここでは各測定方法の同時使用が主張されている。

異なる信頼性レベルをもつ測定方法の可能な適用例

測定方法	相対的に信頼できる適用	信頼性の疑わしい適用	相対的に信頼できない適用
割引将来キャッシュ・フロー	信用状態の良好な債務者に対する請求権	信用状態のよくない債務者に対する請求権	仕掛品；プラント資産
正味実現可能価値または市場価値額	上場株式；販売可能な金属の在庫	特殊な改良工事を施した不動産	パテント；著作権
取替原価	普通のグレードの木材、鋼板、およびその他の材料	土地；古いビル	パテント；著作権
歴史的な原価	証券；受渡価格で購入した商品	連産品；取引される受取勘定；償却される無形資産；減価償却されるビル	自己開発の営業権

(出所) Staubus, George J., *Making Accounting Decisions* (Scholars Book, 1977), p. 202.

ストーバスはこの比較可能性規準の適用を通じて、異なる測定方法の同一財務諸表への適用を主張している。ストーバスはそれをつぎのように表現する。先の各測定方法によって測定される特性（属性と同じ）は「独立の特性ではない。それらは関連する特性である⁽³⁹⁾」（下線—原文イタリック）。それゆえ、「異なる方法で測定される資産または負債の加法は、使用するすべての方法が潜在的キャッシュ・フローの測定値またはその写像の測定値をもたらす限り、財務諸表を駄目にするほどの欠点ではない⁽⁴⁰⁾」。このように、ストーバスは潜在的キャッシュ・フローの写像である先の測定方法の同時使用を認めている。だが、はたして測定される属性である潜在的キャッシュ・フローは加法的なのだろうか。ストーバスは水の例をもちだして、同じことが潜在的キャッシュ・フローにもあてはまるという。その水の例とは、水を大量

に一つの容器に入れると体積は圧力のために完全には加法性をもたない（単純に合計した体積よりも小さくなる）が、しかし十分に有用な情報をもたらすというものである⁽⁴¹⁾。ストーバスはこの例を引き合いに出して、潜在的キャッシュ・フローも同様に有用な情報をもたらすのに十分な加法性をもつというのである。以上のように、比較可能性規準を適用することによって、ストーバスは先の測定方法を区別することなく使用することを主張している。

会計方法の評価規準、とくに適合性、信頼性、比較可能性の測定方法への適用について見てきたが、ストーバスはこれらの規準を適用することによって、九つの測定方法のどれかを排除することは意図していないものと考えられる。たしかに、適合性規準の適用では各測定方法には順位が付けられた。だが、最下位に置かれた歴史的原価でさえも積極的に排除する主張はなされていらない。換言すれば、ストーバスは潜在的キャッシュ・フローの本体および写像の測定として、それら九つの測定方法をすべて承認しているものと考えられる。しかしながら、将来キャッシュ・フローと割引将来キャッシュ・フローが上位に位置付けられていることには、注意を払う必要がある。

IV. 利得と損失の認識——共通単位現在価値会計

ストーバスがストックすなわち資産と負債の測定に重点を置いていることは、さきに触れた。そしてフローは2時点間のストックの差額であるとされた。しかし、異なる時点の測定では測定単位の同一性が問題になる。ストーバスはその問題についても検討している。

ストーバスは、2時点のストックの測定の比較である収益、費用、利得および損失と、そして損益計算書の異なる行の項目の加減算は共通単位で行なうことが望ましいという。そして、そのためのものとして、購買力指数または物価水準指数の変動で調整を行なう「共通単位会計 (common unit accounting)」を主張している。ストーバスによれば、共通単位会計とはある時点の財務諸表に示されるすべての貨幣額を、購買力で換算して比較可能にすることを意図するものとされる⁽⁴²⁾。では、それは現在価値測定方法によっ

ては達成されないであろうか。それに対してストーバスは次のように述べている。先の測定方法のうち（歴史的な原価を除く）現在価値測定方法は、貸借対照表上では同一の購買力によって表示されるが、「損益計算書または比較貸借対照表上では共通購買力による測定をなし遂げない⁽⁴³⁾」がゆえに、不十分であるというのである。さらに、ストーバスは、「個人の富の潜在的購買力の変化は、その個人の消費—投資意思決定にもっとも適合性ある富の測定値である⁽⁴⁴⁾」として、意思決定への適合性の点からも潜在的購買力の変化を示す「共通単位会計」が望ましいと主張する。つぎにその具体的な手続を見よう。

共通単位会計の手続は次のごとくである。共通単位に修正するためにまず基礎となる単位が選択される。通常それは期末の単位である。そして、それ以前の測定値については、1プラス2時点間の変動率を掛けることによってその期末金額を求める⁽⁴⁵⁾。この手続を行なったさいに、「もし現在の貸借対照表で報告するために測定される資産または負債の金額が、修正された古い金額と異なるならば、資産または負債の利得あるいは損失が記録される⁽⁴⁶⁾」（下線—原文イタリック）。だが、ここでの単純な共通単位会計では、すべての資産と負債の利得・損失を認識するわけではない。認識するのは貨幣性のものに限られる。ストーバスはその理由を、物価上昇にともなって貨幣性資産の購買力は減少し、債務の実際の負担が減少するがゆえに、「負っている債務の金額（貨幣性負債の純額）あるいは保有する貨幣性資産の金額（貨幣性資産の純額）掛ける指数の変化は、純貨幣性ポジションの利得または損失を決定する⁽⁴⁷⁾」からだとして説明している。

このように貨幣性資産と負債の利得・損失だけを認識する共通単位会計においては、「貨幣性項目」と「非貨幣性項目」の区別が重要になる。なぜならば、「項目の分類の誤りは、その項目の清算期の利益に派生する誤りを伴って、現在報告する貨幣性項目の純利得または純損失に影響を与える⁽⁴⁸⁾」（下線—原文イタリック）からである。ストーバスによれば、「貨幣性項目（資産または負債）はインフレには影響を受けない名目額での将来キャッシュ・フローを伴う項目⁽⁴⁹⁾」（下線—原文イタリック）であり、非貨幣性項目はそれ以外の

資産と負債である。だが、この分類を完全に行なうことは難しい。たとえば、転換社債は貨幣性か非貨幣性かを決定することは困難である。その困難さに対して、ストーバスは、「その問題をキャッシュ・フロー指向の意思決定にもっとも適合性ある属性——現在市場価額——を測定することによって避け、つぎに修正した期首の金額と期末の市場価額との差額で利得または損失を記録する⁽⁵⁰⁾」ことを提案する。すなわち、現在価値と共通単位との組合せ、ストーバスが「共通単位現在価値会計」と呼ぶものによってその問題は回避できるというのである。この共通単位現在価値会計における「非貨幣性項目を現在価値に再評価する一方で、非貨幣性資産と負債を除くすべてを修正することは、非貨幣項目の実際の価値の変化に起因する利得または損失を開示する⁽⁵¹⁾」（下線——原文イタリック）ものであり、先の「共通単位」会計では認識しえなかった「非貨幣性」資産と負債の利得・損失をも認識する。ストーバスは共通単位会計だけでなく、現在価値と組み合わせた「共通単位現在価値」会計によって、「貨幣性」と「非貨幣性」両方の資産と負債の利得・損失の認識を主張するのである。

では、この共通単位による会計は物価変動による購買力の変化を無視する可変単位会計（variable unit accounting）とはどのように異なるのであろうか。ストーバスは税の側面について次のように述べている。

「わたくしはG A A P利益を上回る共通単位会計利益の超過分は結局は課税可能だと考える。なぜならば・・・共通単位会計のもとでの企業の全期間利益は（インフレを仮定すると）G A A Pのもとでのものよりも低いので、その結果、G A A P利益を上回る共通単位会計利益の一時的な超過分は将来の逆転分によって相殺されてなお余るだろう。結果的に、長い間には非課税の共通単位会計利得は存在しないだろう⁽⁵²⁾。」

このように、ストーバスはたとえ共通単位会計の利益が一時的に現在の（可変単位）会計の利益を上回っても、将来的には解消されるがゆえに税が過大に課されることはないとして、積極的に共通単位会計を擁護している。では、はたして共通単位全期間利益は可変単位全期間利益よりも低いのであろうか。ストーバスはそのことを次の式で証明する⁽⁵³⁾。この証明は共通単位現在

価値会計の税務面の問題を補強するものとなっている。

(全期間利益の差額を示す一般式)

$$Y_l - Y_l^* = \sum_{t=1}^m (Y_t - Y_t^*) = \sum_{t=1}^m A_t^* r_t = \sum_{t=1}^m E_t^* r_t$$

記号の意味：

* : CUAパラメーターを示す。VUAパラメーターは*をもたない。

E : 実体の持分（所有または残余のどちらか）である。

Y : 上の実体（E）の利益である。

A : 純資産項目（資産または負債）の金額である。

r : 期間インフレ率である。

t : E が一定である期間を示す添字である。

m : 実体または純資産項目の最後の期間である。

l : 項目または実体の全期間の長さである。

この式に示されるように、その差額は共通単位持分とインフレ率の積の合計（つねに正）になる。すなわち、全期間利益は「期間インフレ率と期間の共通単位所有主持分額との積の合計分、共通単位会計よりも可変単位会計の方が大きい⁽⁵⁴⁾」ことになる。それゆえ、さきに示したように共通単位会計で一時的な税の超過負担は解消されるというのである。

ストーバスは、ここでは同一の購買力でストックを測定するという形で共通単位現在価値会計を主張している。だが、共通単位現在価値会計にストーバスの力点があるとは考えられない。彼の力点は共通単位現在価値会計の主張を通じて、貨幣性と非貨幣性両方の資産と負債の「未実現」の利得・損失を認識することにあるものと考えられる。

V. フロー会計—利益 (earnings) ステイトメントと キャッシュ・フロー・ステイトメント

ストーバスは、ストックすなわち資産と負債に加えて、フローも考察の対象に加えることによって、会計全体に対してその理論構築を図っている。ストーバスはフローについて、その定義に立ち戻って考察を始める。ストーバ

スは、「『フロー』という用語をストックの変動——純資産項目の増加または減少——を意味するために用いる。継続性も規則性も意味しない⁽⁵⁵⁾」という。そして、「フロー情報とストック・データの両方が将来フローの予測に有用である⁽⁵⁶⁾」（下線——原文イタリック）とされる。すなわち、ストーバスはまずストックとフローの関係を明確にし、そして将来フローの予測に対して両者が有用であると述べることによって、ストックだけではなく「フロー」の有用性も指摘している。ストーバスのフローについての主張のうち、まずは残余持分の変動から見てみよう。

残余持分の移転以外の残余持分の変動はいくつかの方法で分類される。「反復的と一時的 (recurring-nonrecurring)」という観点からの分類が以下のものである。

1. 収益は残余持分を変動させる反復的事象の総インフローである。
2. 費用は残余持分を変動させる反復的事象の総アウトフローである。
3. 利得は残余持分を変動させる一時的事象のアウトフローを越えるインフローの超過分である。
4. 損失は残余持分を変動させる一時的事象のインフローを越えるアウトフローの超過分である。
5. 市場価格の変動は利得または損失の事象であり、収益—費用の事象ではない。
6. 残余持分の移転は上記のカテゴリーから除外される⁽⁵⁷⁾。

ストーバスは、「フロー」概念を用いてこのように一元的に収益・費用と利得・損失を定義する。先の共通単位現在価値会計との関係で、ここでストーバスが重視しているのは利得と損失と考えられる。そのことは以下の言葉に示されている。

「開示は本書で推奨するタイプの測定を具体化する会計システムではとくに重要である。資産の保有利得と損失、負債の購買力利得、負債の再評価、および外貨の保有利得と損失のようなフロー項目は、アナリストが望むように解釈することを認められるべき富の実際の変動の例である⁽⁵⁸⁾。」

つまり、アナリストに有用であるがゆえに、「利得」も「損失」も開示せよとストーパスは主張するのである。このことは、フロー概念によって収益・費用と利得・損失の両方を定義し、そして利得・損失を開示することを主張することによって、「未実現」の利得・損失の認識を主張しているものと考えられる。では、ストーパスの利益についての主張はどのようなものであろうか。つぎに利益についての主張を見よう。

ストーパスは、「過去の多くの著者たちのように、会計士の基本的な意思決定において利益を強調しない。わたくしの重点は資産と負債の測定にある⁽⁵⁹⁾」という。換言すれば、ストーパスはさきに見たように資産・負債の測定（ストックの測定）を重視しており、利益はその側面から考察されるのである。そして、その利益の考察の軸をなすものが潜在的キャッシュ・フローである。彼の主張は以下のごとくである。

「富のもっとも基本的な意味は実体の潜在的効用の総ストックである。財務でもっとも一般的に認められている富の意味は潜在的キャッシュ・フローである。会計士はそれに（正ならば）『資産』または（負ならば）『負債』の名称を付ける⁽⁶⁰⁾。」そして、資産と負債の差額である残余持分は、「実体の経済的事項に関心をもつ多くの人々の注意を引く、一般的な焦点である⁽⁶¹⁾」。他方、「利益 (income) は富の変動⁽⁶²⁾」であり、「『利益』 (earnings) という用語は資産から負債と優先株持分を控除したものの利益 (income)、すなわち残余持分保有者に貢献可能な利益 (income) にしばしば適用される⁽⁶³⁾」。そして、「純資産変動概念の期間利益の測定は、期首と期末のすべての純資産項目の潜在的キャッシュ・フローの測定を要⁽⁶⁴⁾」し、また「その期首と期末の測定値の差額は残余持分保有者にとってもっとも重要であるので、それは残余持分保有者にとって関心のある財についての安定購買力単位で示されねばならない⁽⁶⁵⁾」。

このように、ストーパスは資産・負債重視、また投資家重視の観点から、利益については残余持分に対する利益 (earnings) を強調している。そこで測定されるべきは「潜在的キャッシュ・フロー」であり、また測定にあたっては「共通単位」が使用されねばならない。以上の主張をよく表わしているのが次の言葉である。

「純資産の潜在的キャッシュ・フローの期間純変動は、投資家のキャッシュ・フロー指向意思決定にもっとも適合性ある利益 (earnings) の測定値である。実体の潜在的純キャッシュ・フローに影響を与えるいくつかのタイプの事象の要約—利益 (earnings) ステイトメント—は、実体の将来の支払能力とその変動を予測したいと思う人々に有用である⁽⁶⁶⁾。」

要約すれば、ストーバスはストックとフローの関係から説き起こして、収益・費用と利得・損失をフロー概念によって一元的に定義する。そして、利得と損失の開示という主張によって、貨幣性と非貨幣性両方の利得・損失の認識という主張を補強している。また、利益については、資産・負債の重視という立場から「潜在的キャッシュ・フロー」の測定に基づいた利益 (earnings) を強調している。ストーバスは明確に述べてはいないが、利益 (earnings) には当然「未実現」の利得・損失が含まれるものと考えられる。さらに、ストーバスはいくつかのフロー概念について考察することにより、この利益 (earnings) 概念を補強するとともに、現金とその関連項目についての主張、すなわち自らのキャッシュ・フロー・ステイトメントの主張の布石としている。つぎにそれについて見てみよう。

ストーバスは、先の適合性規準と信頼性規準を適用することによって、まずフロー概念について検討する。営業成果の測定値として使用可能な五つの反復的純資産フロー概念は、次のものである。

1. キャッシュ・フローは、反復的業務からの現金プラス市場性ある有価証券（広義の現金）の純変動である。
2. 当座フローは反復的業務からの純短期貨幣性資産（純当座資産）の純変動である。
3. 稼働フローまたはカレント・フローは、反復的業務からの稼働資本（純流動資産）の純変動である。
4. 反復的純利益 (earnings) または営業利益 (operating profit) は、反復的業務によって生み出される純資産の純変動に対する用語である。
5. 主観的利益 (earnings) はわれわれが純財産（資産プラス無形資産マイナス負債）の反復的変動に適用する用語である⁽⁶⁷⁾。（下線—原文イタリック）

これらのフローの関係はどうなっているのだろうか。適合性と信頼性の両

その報告を主張する。報告されるべき「流動資産は、現金と営業能力の損失または損傷なしに一週間以内に現金に交換可能な資産である⁽⁷¹⁾」(下線—原文イタリック)。では、それは何によって報告されるべきなのか。それは資金計算書や財政状態変動表によるのではない。ストーバスは、自らが主張するキャッシュ・フロー・ステートメント(または流動フロー・ステートメント)によって報告することを提案する。彼の例示によれば、そのステートメントは通常の営業活動(反復的セクション)と一時的活動(一時的セクション)の二つに分けられる。そして、棚卸資産などの稼働資本項目については、それにかかわる通常のフローは反復的セクションに、そしてそれ自体の増加・減少は一時的セクションに分類される。また、長期項目については、年金と長期リースの現金支払は反復的セクション、そしてプラント資産の現金支払は一時的セクションというように、異なる扱いがなされる⁽⁷²⁾。ストーバスが主張するこのキャッシュ・フロー・ステートメントは、先のフロー概念の三つ、すなわちキャッシュ・フロー、当座フロー、稼働フローからなるものと考えることができよう。では、このようなキャッシュ・フロー・ステートメントの導入を主張するストーバスの目的は何であろうか。ストーバス自身が、その導入は「会計士が損益計算書上で流動性を無視することを自由にする。すなわち、会計士は第3章(本稿では5ページ—筆者注)で確立したよき会計方法の規準に従って自由に発生主義をとり、割引をし、そして再評価をすることに躊躇する必要はない⁽⁷³⁾」というように、そのことによって従来の会計では不可能であった割引、再評価などを可能にし、ストーバスが主張する会計を補強することにあるといえよう。

以上のように、ストーバスはここではさきに見た利得・損失についての主張を利益ステートメントによって具体化し、またキャッシュ・フロー・ステートメントを主張することによって、自己の主張する会計の補強を行なっている。そして、この両者のステートメントによって、ストックの会計に対する「フローの会計」を形成している。

VI. 意思決定会計—歴史的原価会計の排撃

ストーバスは伝統的会計の中心をなす歴史的原価と、そして配分に代表される伝統的会計概念を排撃することによって、自らの論理を補強している。ここではその主張について見る。まずは歴史的原価についてである。

ストーバスは歴史的原価と現在市場価額の二つを対比して考察することによって、金融資産と金融負債に対して現在市場価額が適用可能なことを示す。まずは金融資産についてである。ストーバスは、ポートフォリオ会計に先の会計方法の評価規準を適用することから、その考察を始める。そこでは、「現在価値報告は明らかに、最初の五つの規準（適合性、信頼性、比較可能性、他の集団からの影響、明瞭性—筆者注）について高い優位性をもつ。歴史的原価は信頼性規準においてわずかに好ましいだろう⁽⁷⁴⁾」というように、ストーバスは現在市場価額が歴史的原価よりも優れていると主張している。このように現在市場価値の優位性を認めたいうえで、ストーバスは、財務諸表がポートフォリオの運営成績の評価に役立つためには、利回りとリスクの評価に適合性をもつ情報を提供しなければならないという⁽⁷⁵⁾。つまり、利回りとリスクの評価に役立つのは現在市場価額だというのである。さらに、現在市場価額の主張を補強するために、相場のない有価証券と貸付についても検討している。貨幣性資産の市場価額は、そのタイプの資産の現在市場利子率による割引将来キャッシュ・フローの合計である。それゆえ、個々のタイプの資産に適用できる現在市場利子率が利用できれば、市場価額は求められることになる。ストーバスは、銀行はプライム・レートに基づいて個々の貸付の利率を決めること、また社債についてはたとえばスタンダード・アンド・プアーズ社（Standard & Poor's）の指数が利用可能なことをあげて、相場のない有価証券と貸付についても利用可能な現在市場利子率が存在することを示している⁽⁷⁶⁾。すなわち、相場のない有価証券と貸付に対しても現在市場価額は適用可能だというのである。以上のように、ストーバスは会計方法の評価規準を適用し、現在市場価額が歴史的原価よりも優位性をもつとして、歴史的原価の排撃を行なう。そしてつぎに、現在市場価額は利回りやリスクの

評価に役立ち、また相場のない有価証券と貸付に対しても適用できることを示して、現在市場価値に対する主張をさらに押し進めるのである。

では、金融負債についてはどうであろうか。ストーバスによれば、現在の金利が11%である場合に、長期契約に基づき6%で借入れた資金を10%で貸付けることは、同額の負債がないならば現在の金利11%分が節約できることになるがゆえに、意味がないという。つまり、その貸付は4%の利益があるが、その貸付のための負債が存在することによって現在の金利11%分が犠牲にされていることになる。それゆえ、歴史的原価よりも現在（機会）原価の方が経営業績判断と貸付の意思決定には適合性があるとされる⁽⁷⁷⁾。換言すれば、「資本資金 (capital funds) の歴史的原価法は、現在の営業成績について非常に誤り易い指標を与える可能性がある⁽⁷⁸⁾」。このように、ストーバスは金融負債についても歴史的原価を否定するのである。

では、金融資産と金融負債に歴史的原価を用いないとすれば、現行の銀行の財務報告は具体的にはどのように改善されなければならないのであろうか。ストーバスは、そのためには「資産と負債の期首と期末の評価が不可欠である⁽⁷⁹⁾」という。そして、評価が不可欠な理由をストーバスは次のように述べている。

「多くの銀行資産の価値は利子率の上昇につれて下落し、そしてその逆も同様であることは、不可避の事実である。財務諸表はもしこのことと同じほど重大な現象を隠すならば、誤り導くものとみなされなければならない。銀行負債も利子率の上昇につれて、下落する。予測可能な時点での現金支出を要する銀行負債は、現在利子率で割引くことができる。利子率が上昇する場合、資産の損失は部分的には負債の利得で相殺される。利子率の下落はその反対の効果をもつ。これら貨幣レート・リスクにさらされることからの当然の結果は、曖昧にされるべきではない⁽⁸⁰⁾。」（下線—筆者）

つまり、銀行は利子率のリスクにさらされ、それを反映するためには「評価」が必要だというのである。評価の主張はさらに共通単位現在価値会計の主張へと進められる。ストーバスは、銀行の非貨幣性資産は修正歴史的原価で繰越し、そして減価償却し、それ以外の資産はすべて現在価値で評価でき

るという。だが預金は再評価できない⁽⁸¹⁾。ストーバスはそれに対して、現行の実務を発展させることによって、この矛盾を少しでも解消することから始めることを主張する。いわく、

「わたくし自身は、たとえわれわれが現在ほとんどすべての産業で使用されているなじみある評価基準の混合を継続しなければならないとしても、現在価値で表示される貸借対照表の部分を最大化することを好む。すなわち、現金、短期受取勘定と短期支払勘定、およびいくつかの棚卸資産を現在価値で表示し、そして大半の非貨幣性資産をより古い（歴史的）価値で表示することを好む。換言すれば、われわれは混合貸借対照表を避けることができないので、現在価値で表示する部分を最大化するほうがよい⁽⁸²⁾。」

つまり、ストーバスは貸借対照表の現在価値部分の拡大から始めると、銀行においても共通単位現在価値会計へと進むことが可能であると主張しているものと考えられる。そして最後に、証券の現在価値会計はオープン型投資信託（たとえば株式信託、債権信託）などで用いられており、さまざまな意思決定の基礎として信頼されていることをあげて、金融資産へのさらなる適用が可能であると主張している⁽⁸³⁾。すなわち、「共通単位会計の時期は到来した。現在価値会計はポートフォリオ資産と負債への適用の準備ができてい⁽⁸⁴⁾」というのである。以上のように、ストーバスは金融資産と金融負債についての考察を通じて、歴史的な原価を排撃するとともに、彼の共通単位現在価値会計の主張をも補強しているのである。

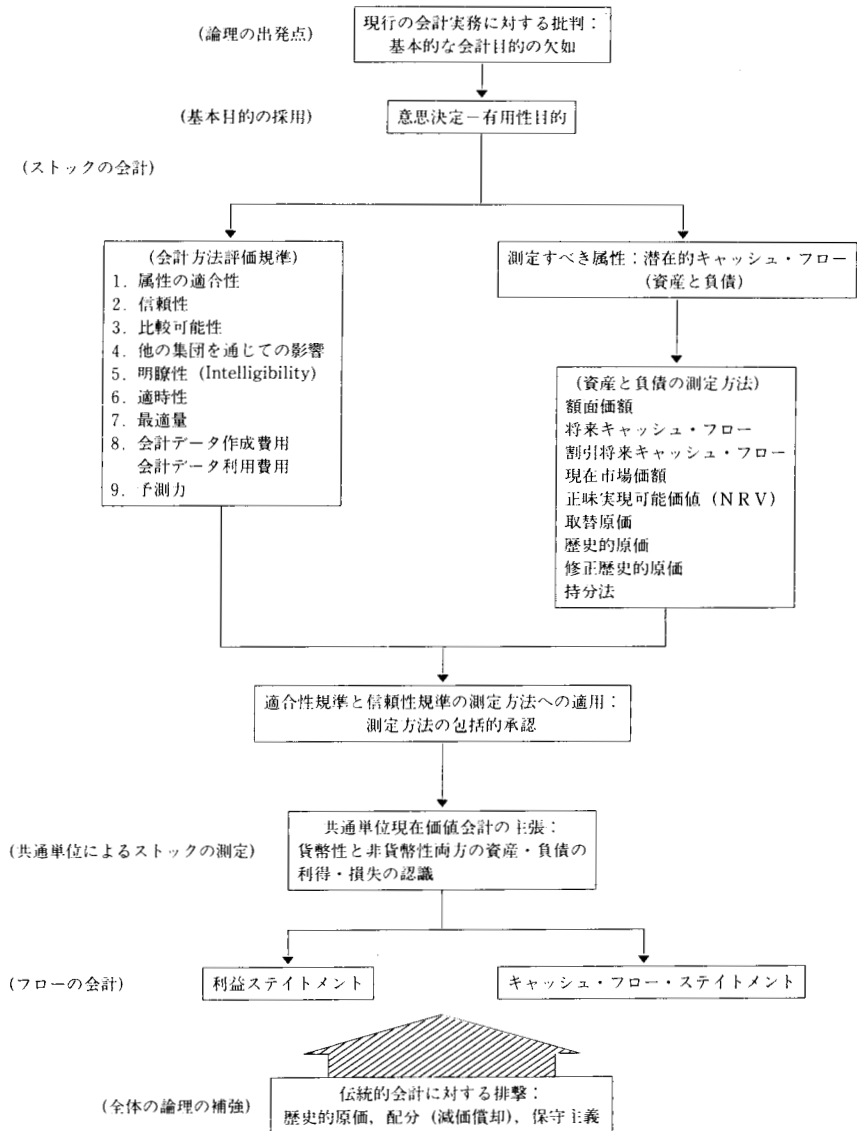
ストーバスは歴史的な原価の排撃に加えて、配分に代表される伝統的会計概念に対しても排撃の矛先を向けている。つぎにそれについて見てみよう。まずは配分（減価償却）である。ストーバスは、「減価償却とプラント資産会計に対する『体系的合理的配分』アプローチを断固拒否する⁽⁸⁵⁾」といい、資産は潜在的キャッシュ・フローそして減価償却は物価変動以外の潜在的キャッシュ・フローの減少であるとする、「評価プロセス⁽⁸⁶⁾」を主張する。だが、現行の実務ではそれはかなわないという。すなわち、「AICPAの文献に載っているあるいは実務で見られるような伝統的な減価償却会計は、一般に潜在的キャッシュ・フローまたはその変動の証拠の提供を目指しているようには

思われない。それゆえ、そのような情報が提供されるとは期待できない。したがって、われわれは伝統的減価償却会計を放棄することを提案する⁽⁸⁷⁾」(下線—原文イタリック)というのである。このように、ストーバスは潜在的キャッシュ・フローという概念を論理の軸として、伝統的な減価償却会計を否定するのである。

さらに、排撃の矛先はその他のいくつかの概念にまで及ぶ。ストーバスは、古い会計(配分・対応による歴史的原価会計)とストーバスが提唱する新しい会計の両者を考察することによって、歴史的な原価会計を排撃するとともに新しい会計の優位性を説く。換言すれば、彼の主張とは、意思決定—有用性目的の会計には歴史的な原価会計はそぐわないというものである。その主張は古い会計の重要な概念である保守主義、ゴーイング・コンサーン、安定測定単位の仮定等に対して批判を加えることによって行なわれる。たとえば、保守主義は投資家を軽視し、経営者と監査人の要求に重きを置くものであるという⁽⁸⁸⁾。すなわち、「古い会計は投資意思決定のために情報を提供すること、現在または将来の投資家に貢献すること、あるいは現在と将来の投資家を同等に扱うことさえ試みなかった⁽⁸⁹⁾」がゆえに、投資家の意思決定—有用性目的には合わないというのである。また、ストーバスは、測定単位が安定していないことが歴史的な原価会計における業績測定を不可能にすると批判している。いわく、「業績測定のために何らかの試みが成された唯一の期間は企業の全期間であり、そして測定単位が安定しているという仮定はその試みを挫折させた⁽⁹⁰⁾」と。

このような批判を踏まえて、ストーバスは、「古い会計がこれらの仕事をなしえなかったことは、われわれが古い会計に不名誉な解任を命ずる十分な理由である⁽⁹¹⁾」と結論付けている。つまり、歴史的な原価会計を否定してストーバスのいう投資家の意思決定—有用性目的に合う会計、すなわち共通単位現在価値会計への変更を主張するのである。そして、このような伝統的会計の排撃は、ストーバス理論全体を補強するものであると考えられる。なお、ストーバス理論の全体構造は次ページの図のようになるであろう。

ストーバス意思決定会計論の論理構造



おわりに

以上見てきたように、ストーバスは会計の基本目的に「意思決定—有用性」を置き、さらに潜在的キャッシュ・フローを重視して資産・負債の測定に重点を置いている。そして、資産・負債の測定方法としてあげる九つの方法すべてを認めている。その論理の武器となっているのが、会計方法の評価規準、とくに「適合性」、「信頼性」、「比較可能性」である。さらに、ストーバスは共通単位現在価値会計を主張することによって、貨幣性と非貨幣性両方の資産と負債の利得・損失の認識を主張する。このようなストックの会計に加えて、利得・損失の認識を具体化する「利益ステイトメント」と「キャッシュ・フロー・ステイトメント」の二つからなるフロー会計によって、ストックとフロー両方の会計が完成される。このようなストーバスの会計理論を構成する概念は、潜在的キャッシュ・フローを中心とするキャッシュ・フロー概念である。また、伝統的会計への排撃はその理論全体を補強するものとなっている。

このような内容をもつストーバスの理論は、実務に対してどのような機能を果たしているのだろうか。まず第一に、財務会計基準審議会の財務会計概念ステイトメントとの関係を考えなければならないだろう。本書が出版されたのは1977年である。それはちょうど概念ステイトメントシリーズが公表され始めた時期と重なっている。ストーバスが基本目的としてあげる意思決定—有用性以外にも、いくつかの類似点があげられる。ストーバスが主張するキャッシュ・フロー概念に基づく資産・負債重視の考え方は、概念ステイトメントの考え方と同じものである。また、適合性、信頼性、比較可能性といった規準も概念ステイトメントに内包されている。さらに、内容に若干の違いがあるとはいえ、複数の測定方法の承認という考え方は概念ステイトメントの第5号と同じものである。これらの類似点のなかで、とくに特徴的なのは潜在的キャッシュ・フローについてのストーバスの主張である。概念ステイトメントの内容をなす概念については、さまざまな論者によって論じられている。たとえば、そのような例としては「適合性」についてのスターリ

ングの主張をあげることができる。それゆえ、さきにあげた類似点の多くは、意思決定会計理論を主張する人達によって主張されている。それらにもますストーバス理論の概念ステイトメントへの貢献は、潜在的キャッシュ・フロー概念の主張である。ストーバスこそがその第一人者と考えられる。

では、潜在的キャッシュ・フローなどの類似点を含むストーバスの理論は概念ステイトメントを説明するものなのだろうか。そうでは決してない。概念ステイトメントは、財務会計基準審議会という会計基準設定機関により出された非常に権威の高いものである。だが、そうではあっても、概念ステイトメントのみで実務を支えることはできない。その他多くの会計理論によって支えられてこそ、概念ステイトメント自体が実務を支えることができるのである。そのような関係を考えて、このストーバスの理論は概念ステイトメントの内容を補強することによって現在の会計実務を支えているということが出来る。とりわけ、ストーバスの潜在的キャッシュ・フローの主張は、概念ステイトメントの潜在的キャッシュ・フローによる資産・負債の定義を強力に支えている。そして、概念ステイトメントと相まってその主張は、リース会計、年金会計などの現代会計実務に強力な論理を提供しているといえる。

また一方で、共通単位現在価値会計の主張を通じての未実現利得・損失の認識は、一部その認識を認める財務会計基準ステイトメント第80号『先物契約会計』のような新しい会計基準に対してそれを支える論理を提供している。ストーバスの意思決定会計論は、実務に対してこれらの点において現実的な機能を果たしている。

(註)

- (1) Staubus, George J., *Making Accounting Decisions* (Scholars Book, 1977), pp.2-3.
- (2) *Ibid.*, pp.6-7.
- (3) *Ibid.*, p.7.
- (4) *Ibid.*, pp.7-9.
- (5) *Ibid.*, p.7.
- (6) *Ibid.*, p.12.
- (7) *Ibid.*, p.13.

- (8) *Ibid.*, p.14.
- (9) *Ibid.*, p.17.
- (10) Staubus, George J., *An Accounting Concept of Revenue* (Ph.D dissertation, School of Business, University of Chicago, 1954), p.18.
- (11) *Ibid.*, p.104.
- (12) *Ibid.*, p.17.
- (13) Staubus, George J., *A Theory of Accounting to Investors* (University of California Press, 1961; rpt. Scholars Book Co., 1971), p.viii.
- (14) *Ibid.*, p.11.
- (15) American Accounting Association, *Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements and Preceding Statements and Supplements* (American Accounting Association, 1957), p.47.
- (16) Staubus, *Making Accounting Decisions*, p.24.
- (17) *Ibid.*, pp.43-69.
- (18) *Ibid.*, p.43.
- (19) *Ibid.*, p.44.
- (20) *Ibid.*, pp.47-50.
- (21) *Ibid.*, p.61.
- (22) *Ibid.*, pp.88-9.
- (23) *Ibid.*, p.89.
- (24) *Ibid.*, p.112.
- (25) *Ibid.*, p.102.
- (26) *Ibid.*, p.118.
- (27) *Ibid.*, p.122.
- (28) *Ibid.*, p.122.
- (29) *Ibid.*, p.126.
- (30) *Ibid.*, p.132.
- (31) *Ibid.*, p.135.
- (32) *Ibid.*, pp.138-54.
- (33) *Ibid.*, p.162.
- (34) *Ibid.*, p.163.
- (35) *Ibid.*, p.163.
- (36) *Ibid.*, p.164.
- (37) *Ibid.*, p.164.
- (38) *Ibid.*, p.164.
- (39) *Ibid.*, p.203.
- (40) *Ibid.*, p.203.

- (41) *Ibid.*, p.204.
- (42) *Ibid.*, p.231-2.
- (43) *Ibid.*, p.232.
- (44) *Ibid.*, pp.234-5.
- (45) *Ibid.*, p.241.
- (46) *Ibid.*, p.242.
- (47) *Ibid.*, p.244. なお, net of monetary assets と net of monetary liabilities の assets と liabilities は逆 (誤植) と思われる。
- (48) *Ibid.*, p.250-1.
- (49) *Ibid.*, p.250.
- (50) *Ibid.*, p.251.
- (51) *Ibid.*, p.258.
- (52) *Ibid.*, p.263-5.
- (53) *Ibid.*, p.293.
- (54) *Ibid.*, p.289.
- (55) *Ibid.*, p.317.
- (56) *Ibid.*, p.318.
- (57) *Ibid.*, pp.333-4.
- (58) *Ibid.*, p.337.
- (59) *Ibid.*, p.337.
- (60) *Ibid.*, p.337.
- (61) *Ibid.*, p.337.
- (62) *Ibid.*, p.338.
- (63) *Ibid.*, p.338.
- (64) *Ibid.*, p.338.
- (65) *Ibid.*, p.338.
- (66) *Ibid.*, pp.338-9.
- (67) *Ibid.*, p.352.
- (68) *Ibid.*, p.359.
- (69) *Ibid.*, p.366.
- (70) *Ibid.*, p.366.
- (71) *Ibid.*, p.368.
- (72) *Ibid.*, pp.369-72.
- (73) *Ibid.*, p.374.
- (74) *Ibid.*, pp.395-6.
- (75) *Ibid.*, p.398.
- (76) *Ibid.*, p.405-7.

- (77) *Ibid.*, p.416.
- (78) *Ibid.*, p.416.
- (79) *Ibid.*, p.420.
- (80) *Ibid.*, p.421.
- (81) *Ibid.*, p.423.
- (82) *Ibid.*, p.423.
- (83) *Ibid.*, pp.429-30.
- (84) *Ibid.*, p.431.
- (85) *Ibid.*, p.435.
- (86) *Ibid.*, p.435.
- (87) *Ibid.*, p.452.
- (88) *Ibid.*, p.458.
- (89) *Ibid.*, p.460.
- (90) *Ibid.*, p.461.
- (91) *Ibid.*, p.461.